

議会運営委員会会議録（令和4年11月28日）

出席委員 岩城委員長 竹原副委員長 大浦委員 古沢委員 開田委員 中川委員  
尾崎議長（オブザーバー）

欠席委員 なし

説明のため出席した職員 長崎財政課長 櫻井総務課長

職務のため出席した事務局職員 落合局長 中田係長

午前10時00分開会

【岩城委員長】 これより、議会運営委員会を開催いたします。

会議日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名をいたします。大浦委員、竹原委員にお願いいたします。

日程第2 令和4年12月定例会提出案件について、当局から説明をお願いいたします。

【櫻井総務課長】 それでは、私から12月定例会に提出する議案の概要について、説明いたします。

まず、議案一覧表をお願いします。補正予算関係がまず5件ございまして、一般会計補正予算（第4号）、国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、水道事業会計及び下水道事業会計の補正予算それぞれ（第1号）でございます。

一部改正条例関係につきましては、議案第54号の印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてなど6件ございます。その他案件につきましては、指定管理者の指定の案件が2件ございまして、追加議案としまして人事案件が1件ございます。

内容については、まず財政課長から説明させていただきます。

【長崎財政課長】 それでは、12月補正予算案の概要のほうをご覧ください。

まず、一般会計（第4号）でございます。

今回、補正額7億6,116万9,000円でございます。補正後の予算額につきましては、142億6,953万1,000円でございます。一般財源の内訳としまして、繰越金5億4,000万円余り出ておりますけれども、今回の補正予算で、令和3年度からの繰越金を全額予算計上するものでございます。

各事業につきましてご説明させていただきます。

議員報酬、こちらは期末手当ですけれども、0.05か月の引上げの増及び議員欠員により減ということで、トータルで222万1,000円の減となっております。

一般管理費、こちらは市庁舎の電気料等の増加に伴うものでございます。

文化・スポーツ振興財団事業費、こちらも電気料の増加によるものでございまして、こちらは指定管理で出しております市民会館、大ホール等の電気料に相当するもので、協力金として指定管理者に助成するものでございます。

燃料等価格高騰対策事業費、燃料購入の助成券を全世帯へ5,000円相当分を配布するものでございます。灯油やガソリン等に充てていただくというものでございまして、国補に書いてあります金額につきましては、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

一般財源につきまして5,700万円ほど出ておりますけれども、こちらが、今まで交付金の充当事業たくさんあるんですけれども、そちらが未執行になる分がございまして、そちらの分を最終的には、こちらの事業に交付金を充当するものとしております。予算上は現在、一般財源がこちらに入っております。

財政調査費ですけれども、こちらは財務会計システムのシステム改修費でございます。

財政調整基金積立金、こちらは今回の補正予算案で充当する一般財源の残りの部分を全て財政調整基金に積立をするものでございまして、年度末の残高につきましては、23億8,000万円余りを見込んでおります。

市有財産維持管理費、こちらはその他財源に28万3,000円ございますけれども、包括連携協定を締結しております明治安田生命からのご寄附がございまして、こちらは53万3,000円ご寄附いただいております。その一部を市民会館大ホールの備品の整備、具体的には折り畳みのテーブルを購入することとしたいと思っております。残りの分については、後ほどまた出てまいります。

地域公共交通確保対策事業費、こちらは富山地方鉄道の路線バス、富山駅、滑川駅の路線バスに対する運行の助成でございます。

コンピュータ管理運営費、基幹系システムの改修ということで、口座の振込データの伝送方式の変更に伴いますシステム改修でございます。

防災対策推進費、津波ハザードマップの更新ということで、中滑川複合施設が避難場所となったことから、ホームページのマップデータの修正ですとか、マップの印刷に係るものでございます。

県議会議員選挙費、こちらは令和5年4月9日執行予定の県議会議員に係る費用でございます。

コミュニティバス運行費、燃料高騰に伴います運行委託費の増と車両修繕料でございます。

後期高齢者医療事業特別会計繰出金、令和3年度事業の確定に伴います、給付費の負担金の減額となっております。

保育所等施設整備補助金、西加積認定こども園の増改築工事に伴います助成でございます。

私立保育所等運営事業費、こちらは処遇改善事業というものがございまして、保育士さんの処遇改善するためのものですけれども、こちらが公定価格に組み込まれたことから、公定価格改定に伴います運営費の増でございます。

子どもインフルエンザ予防接種事業費、こちらは当初予算で一般財源で予算計上しておいたんですけれども、県の子育て応援臨時交付金が充当できるということで財源更生をするものでございます。

農業用施設等整備費、農業用水路安全対策マップの作製ということで、今年度、中野島地区でのマップの作製を予定しております。

市民交流プラザ管理運営費、こちらにも電気料等の助成ということで、施設運営協力金ということで、文化・スポーツ振興財団への助成ということになります。

運送事業者特別支援事業費、こちらは運送事業者への支援ということで、大型トラックは1台当たり5万円、その他につきましては3万円を台数に応じて助成するもので、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

観光遊覧線運航費、こちらはキラリンのエアコンの取替え工事でございます。

ほたるいか観光施設管理運営費、こちらにも電気料等の高騰によるもので、ウェブへの助成金でございます。

ほたるいか観光施設設備充実費、VR体験設備の導入経費でございます。

その他財源に300万円入っておりますけれども、こちらは故澤田元市長のご遺族からご寄附をいただいたもので、ほたるいかミュージアムへの充実へということで、ご寄附いただいたものを充当するものでございます。

東福寺野自然公園管理費、こちらにも電気料の助成ということでございます。

下水道事業会計繰出金、こちらは過年度の繰出金、令和2年度の繰出金の精算によるも

のでございます。

次のページをお願いいたします。

教育センター運営費、こちら2つございまして、小中学校のホームページのデータの移行ということで、現在は県の教育センターのサーバーを使用しておりますけれども、そちらのほうからデータを移行しまして、市独自でホームページを管理するものでございます。

もう1点は、学校教育安全メールシステム導入ということで、県を含めまして11自治体で共同で調達するものであります。こちらにつきまして、出欠確認ですとか、そういった保護者との連絡等に使えるものでございます。

学校給食共同調理場管理運営費、電気料の増額分でございます。

小学校管理費、こちらと同じく電気料の増でございます。

小学校駐車場整備事業費、東加積小の駐車場用地の購入費用でございます。工事費については令和5年度を見込んでおります。

中学校管理費、電気料の増であります。

図書館管理費、同じく電気料の増額分でございます。

子ども図書館管理運営費、こちら、先ほど明治安田生命からのご寄附、残りの25万円でございます。子ども図書館の備品の整備ということで、書架ですとか絵本を整備したいというふうに思っております。

博物館管理運営費は電気料の増額分。

青雲閣管理運営費、テニス村管理運営費、ともに施設運営費ということで文化・スポーツ振興財団への助成であります。

総合体育センター管理運営費、こちらも電気料の増額分ということで体育協会のほうに助成するものでございます。

テニス村整備費、こちらはサウナ室の扉の更新工事ということで、男女ともに更新したいというふうに思っております。

国庫支出金等返納金、子育て世帯への臨時特別給付費の事業費の補助金の返還でございます。

災害復旧費につきましては、8月5日、8月20日の豪雨によります災害でございます。

まず、一番最初の農地農業用施設災害復旧費でございます。こちらは下野、東福寺野地内での畦畔の崩落ございまして、県が2分の1、その他財源につきましては所有者からの負担金で6分の1相当でございます。残りの分は起債を充当するもので、90%充当でござい

ざいます。

続きまして、林業施設災害復旧費、東福寺野地内の林道の路肩の崩壊でございます。県が2分の1、起債のほうは90%充当でございます。

道路橋梁災害復旧費、こちらは下野地内の道路の路肩の崩落でございます。県のほうが、こちらは3分の2の助成になります。起債のほうは100%充当でございます。

一番下になりますけれども、一般会計の人件費で5,600万円余りありますけれども、退職手当の負担金の2,500万円の減額等を含めまして、5,680万円の減額ということでございます。人事院勧告ですとか、人事異動等に伴います精査によるものでございます。

その下になります繰越明許費の追加でございます。

保育所等施設整備補助金、西加積認定こども園への助成金でございます。こちら全額繰越しするものでございます。工事については、令和5年の12月頃までかかるという見込みでございます。

続きまして、債務負担行為の追加であります。

滑川海浜公園管理運営費、こちらは都市公園条例の改正ということで出ておりますけれども、令和5年から令和7年までの限度額を定めるものでございます。限度額が1,782万9,000円でございます。

一番下の地方債補正の追加でございます。こちら先ほど申し上げました災害復旧費に係るもので、災害復旧事業費ということで、合計で3,580万円になります。

続きまして、3ページ目お願いいたします。

特別会計の補正予算であります。

国民健康保険事業の特別会計(第1号)であります。今回補正額が5,358万円であります。令和3年度事業費の確定に伴うものでございまして、補助金等の返還金、あと返還した後の残りの分につきましては、財政調整基金へ全額積み立てるものでございます。

続きまして、後期高齢者医療事業特別会計(第1号)です。今回補正額が1,919万3,000円でありまして、こちらも同様に令和3年度の事業費の確定に伴いますもので広域連合への納付金でございます。

続きまして、水道事業会計です。

補正額が1,000万円1,000円でございます。原水及び浄水費で1,000万円ほど出ておりますけれども、こちら燃料費高騰に伴います電気料、動力費でございます。それらに係る消費税等でございます。

下水道事業会計の補正（第1号）でございます。収益的収支、今回補正額が916万1,000円の減額、収益的支出については1,500万円の補正でございます。こちらは過年度の、令和2年度の精算に伴いまして一般会計の繰入金を減額するもの、あと収益的支出の施設費ですけれども、こちら燃料高騰によります電気料、動力費の増によるものでございます。それらに係る消費税ということでございます。

説明のほうは以上になります。

【岩城委員長】 ありがとうございます。

【櫻井総務課長】 では、私から予算関係以外について、議案一覧表に戻りましてご説明させていただきます。お願いいたします。

まず初めに、一部改正条例関係でございます。

議案第54号 滑川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正理由としましては、行政サービスの拡充と個人番号カード、マイナンバーカードの利用促進を図るため、令和5年3月からコンビニエンスストアなどで印鑑登録証明書を交付できるようにすることから所要の改正を行うものでございます。

改正内容ですが、全国のコンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末において、電子証明書が記録されたマイナンバーカードで本人認証を行い、印鑑登録証明書の交付を行えるよう規定内容を改正するものです。施行期日につきましては令和5年3月1日です。

次に、議案第55号 滑川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正理由としましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員の定年年齢が60歳から65歳まで段階的に引き上げられることとなります。定年引上げ期間中においては、2年に一度定年退職者が発生せず、定数管理において影響が生じること、質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を維持するためには、一定の新規採用の継続が必要となることから所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、第1条関係で職員の定数、市長の事務部局の職員は143人から160人に、教育委員会の事務部局の職員は58人から68人に、公営企業の職員は13人から15人に上げるものでございます。

また、第2条関係では富山県東部消防組合派遣の消防職員の定数を削減する条例を規定しておりまして、今現在、現行の派遣職員は令和6年4月1日から富山県東部消防組合の

職員に移行することから、この定数条例に記載してある該当箇所を削るものでございます。施行期日につきましては、第1条関係は令和5年4月1日、第2条関係は令和6年4月1日となります。

議案第56号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

改正理由としましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、令和5年4月から地方公務員の定年年齢が、先ほども説明しましたが、現行の60歳から65歳まで段階的に引き上げられることから、本市の職員の定年等に関する関係条例を整備するものでございます。

主な改正内容としまして、まず1つ目は、定年年齢の引上げを規定します。職員の定年年齢は現在60歳のところ、令和5年度から2年毎に一歳ずつ引き上げ、令和13年度以降の定年年齢を65歳とするものです。

次に、役職定年制を導入します。これは正式には管理監督職勤務上限年齢制というものですが、そういうものを導入します。組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職については、原則60歳に到達後の管理監督職以外の職とする中で、公務の運営や業務の遂行上必要がある場合は、引き続き管理監督職として勤務をさせることができる特例も設けるものでございます。

次に、定年前の再任用短時間勤務制を導入します。60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳に達した日以降、引き上げられた定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用します。

最後に給与の取扱いですが、職員の給料月額は当分の間、職員は60歳に達した日以降の最初の4月1日以降、原則7割水準となるもので、諸手当は給料月額に一定率を乗ずる手当となるような超過勤務手当、期末手当、勤勉手当などは給料月額が7割水準となることにより連動した額、扶養手当、住居手当、通勤手当等については7割水準とはならない職員と同じ額となるものでございます。

改正や廃止する条例ですが、改正する整備条例として、改正する条例は9本ありまして、順に言いますと、職員の定年等に関する条例、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、職員の給与に関する条例、企業職員の給与及び給与の種類及び基準に関する条例、職員の育児休業等に関する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、公益的法人等の職員の派遣に関する条例、人事行政の運営等の

状況の公表に関する条例をそれぞれ各条で規定しております。

廃止する条例は職員の再任用に関する条例でございまして、これ1本を廃止します。施行期日につきましては令和5年の4月1日から整備条例を施行しますが、附則に規定する第9条の規定は公布の日から施行することとします。

続きまして、議案第57号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正理由としましては、本年人事院や富山県人事委員会において本年度の公務員の給与に関し、公民格差に基づく給与水準の改定の勧告がなされたことを踏まえ、これらの勧告に準じて、一般職の給料表の改定並びに勤勉手当の支給月数の改定など所要の改正を行うものであります。また、一般職との均衡を図る観点から、特別職についても期末手当の支給月数の改定を行うものであります。

主な改正内容としましては、一般職の給料を平均0.26%引き上げるものでございます。また、一般職の勤勉手当を年間0.1月、再任用職員は0.05月数分引き上げるものでございます。特別職は期末手当を年間0.05月引き上げるものでございます。改正する条例は、滑川市職員の給与に関する条例と、市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の2本でございまして、施行期日につきましては、一般職の月例給給料表の改定につきましては本年4月1日に遡及して適用、一般職の勤勉手当や特別職の期末手当の改正につきましては、本年12月1日から適用します。令和5年度からの特別給につきましては、令和5年4月1日の施行、その他の規定につきましては公布の日から施行となります。

議案第58号 滑川市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正理由としましては、令和4年10月1日から富山県の最低賃金が引き上げられたことに伴い、一部の会計年度任用職員の給与報酬が当該最低賃金を下回るが見込まれることから所要の改正を行うものでございます。改正内容ですが、準用する正職員の給料表の範囲を変更するものでございまして、1級9号給からスタートを始まるものを、1級14号からスタートするものに改正するものでございます。施行期日につきましては令和5年4月1日です。

議案第59号 滑川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正理由としましては、現在整備中の滑川海浜公園キャンプ場を令和5年4月1日から供用するに当たり、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容ですが、都市公園条例

の中で有料公園施設を規定している別表第1というものがあるんですが、その別表第1に滑川海浜公園キャンプ場を追加し、また供用日等を規定している別表第2に、供用日や供用時間を追加するものでございます。また、使用料等を規定している別表第3に、新たに利用料金を規定するものでございます。施行期日につきましては令和5年4月1日です。

次に、その他案件の議案でございますが、議案第60号 中滑川複合施設の指定管理者の指定については、地方自治法第224条の2第6項の規定により、「指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない」とのことから、中滑川複合施設の指定管理者を、一般社団法人ばいにゃこ村に指定する議案を提出するものであります。指定の期間は令和5年1月1日から令和8年3月31日までの約3年間でございます。

次に、議案第61号 フットボールセンター富山の指定管理者の指定については、議案第60号と同じく地方自治法の規定により、フットボールセンター富山の指定管理者を特定非営利活動法人フットボールセンター富山に指定する議案を提出するものであります。指定の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。

最後に人事案件の追加議案でございますが、議案第62号は滑川市公平委員会の委員の選任についてであります。公平委員会の委員のうち1名が、12月24日をもって任期が満了となりますので、その任命について議会の同意を求めるものでございます。

私からは以上です。

**【岩城委員長】** お疲れさまでございます。

では、各委員の皆さんには、ただいまの説明について、ご質疑どうでしょうか。

よろしいですか。

(質疑する者なし)

**【岩城委員長】** では、その他で当局から何かありますか。

**【櫻井総務課長】** その他としましてお願いします。

固定資産税の賦課処分等取消請求事件というものを本市でやっておりますが、本年1月に控訴の提起について議会の議決をいただき、訴えの提起を行ったところでございます。その高等裁判所での審議が本年10月に結審し、あさって11月30日に判決が出されることとなったところでございます。

判決内容によっては上告も視野に入れた裁量が必要となりますが、上告を行う場合には、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、議会の議決を終えなければならないこと、

また、上告の申立て期限は、第2審判決の正本は送達された日の翌日から2週間に行わなければならないとなっていることから、12月定例会開催中に追加議案として提出することを想定しております。その際には先議といったような対応についてもお願いしたいと考えております。

以上です。

**【落合局長】** 今の説明に補足してなんですが、あくまで判決結果を踏まえてということになります。先議するとすれば12月5日の開会初日かなというふうに考えております。その場合には12月5日に先議するため、日程追加について、また議運で協議が必要と考えております。あくまで結果を踏まえてということにはなりますが。

12月1日の定例協、開催予定であります。その後、臨時で議会運営委員会の開催をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

**【岩城委員長】** ただいまの説明でご質問はありますか。

よろしいですか。

(質疑する者なし)

**【岩城委員長】** それでは、当局議題については、これにて終了いたしたいと思っております。

ご苦労さまでした。

(当局退室)

**【岩城委員長】** では、日程第3 請願、陳情、意見書等について議題といたします。

事務局から説明してください。

**【落合局長】** それでは、請願、陳情、意見書等についてでございます。

一覧表をお配りしておりますが、そのとおり現在のところ陳情書が2件、意見書提出要請が1件、要望書が3件でございます。

まず、資料1の陳情書につきましては、犯罪被害者等支援を目的とした条例制定を求める陳情でございます。

国におきましては、犯罪被害者等基本法が平成16年12月に制定されまして、富山県では富山県犯罪被害者等支援条例が平成28年3月に制定、平成29年4月1日より施行されているところでございます。一方、県内15市町村におきましては、犯罪被害者等支援を目的とした条例が制定されているところはないことから、犯罪被害者等を社会全体、地域全体で支える社会の実現を図るため、条例の制定を求める内容のものでございます。陳情者は浦

田竹昭氏。陳情について趣旨説明の申出がございました。

資料2のほうは、民主主義、立憲主義の基盤である思想、良心の自由、請願権等を守るための陳情書でございます。

富山市議会におきましては、今年9月、特定の宗教団体及びその関連団体との関係を一切断つ旨の決議がなされているところであります。それを踏まえて、次の2点を陳情されております。

1つ目は、滑川市及び滑川市議会において特定の宗教法人及びその関連団体との関係を遮断する内容の宣言、決議をしないこと。2つ目は、滑川市及び滑川市議会において市議会議員を含む公人及び私人に対し、特定の宗教に対する信仰の有無を問うたり、その団体との関係を調査、質問したりしないことでございます。陳情者は岩城宗寿氏。陳情の趣旨説明の申出がございました。

この陳情2件につきましては、委員会に付託するか、付託するとすればどの委員会に付託するのか、あるいは単に要望ということで委員会付託せずに参考配付とするのか、ご協議いただきたいなと思います。

続きまして、資料3は「要介護1・2」の人の生活援助等の介護保険給付を市町村の総合事業に移行することについての意見書提出に関する陳情書でございます。

介護保険制度の見直しで、厚労省の社会保障審議会が「要介護1・2」の生活援助等、具体的には訪問介護、通所介護——ヘルパーとかデイサービスになるとは思いますが——の介護保険制度の給付から外し、市町村の事業への移行を検討していることについて、それは軽視できないとし、意見書の提出を求める内容でございます。

次に、要望書3件でございます。

まず資料4は、滑川市議会から厚労省に潜在看護師を活用する意見書を提出することに関する陳情書で、愛知県安城市の、社会の歪みを鋭く追及、政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」代表、加藤克助氏より提出されたものでございます。内容は、現在のパンデミックに対応するため、社会の非常時に潜在看護師を活用する旨の意見書の提出を求めるものであり、郵送で送られてきたものでございます。

また、資料5は、SOSネットワーク、損害賠償保険の全県一元化に向けての要望でありまして、公益社団法人認知症の人と家族の会富山県支部代表、堀井隆子氏より提出されたもので、内容は認知症の人の事故などに対する損害賠償保険の全県一元化導入を要望する内容のものでございます。

この2件については郵送で送られてきたものであり、先例にならい、要望書として扱うこととしたいと思っております。

資料6のほうは、滑川商工会議所からの令和5年度滑川市行政施策に対する要望についてでございます。先日11月25日に、当局と共に正副議長に対して要望がございました。昨年度同様、議員の皆さんに参考配付したいというふうに思っております。

なお、最終受付は定例会3日前の11月30日となっております。それまでに案件の追加があれば定例会初日の12月5日月曜日、本会議終了後、議会運営委員会を開いて協議いただきたいというふうに思っております。

以上です。

**【岩城委員長】** ご苦労さまでございます。

ただいま事務局から説明がありました陳情の取扱いについて、各委員から意見を求めます。

まず初めに、資料1の陳情、犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。これを参考配付にするのか、それとも委員会に預けるのかというところでございますので、まず、その資料1について、皆さん方のご意見をお聞かせ願いたいと思います。

局長、陳情者は趣旨を説明したいという申出があるわけだね。

**【落合局長】** 申出があります。

**【岩城委員長】** 内容から言えば、委員会に付託するとすれば生活環境課関係ということですので、産業厚生建設委員会になるのではないかなという形になります。

**【古沢委員】** これは趣旨説明したいという申出があるから、そのとき聞けばいいのかもしれないませんが、これ、条例制定についてということだから、これは条例は当局提案であろうと、あるいは議員提案であろうと、問わず制定してほしいという意味でしょうね、きっとね。本人でないとい分らんけど。

**【大浦委員】** 私、浦田さんに直接聞かせていただいて、今回は採択するか不採択であるかを議会で決めてほしいという。当局として提案していただきたいという考えだというふうにおっしゃってましたという報告です。

**【岩城委員長】** できれば議会で制定をお願いしますよということを当局に言ってもらいたいという形がいいかな。

**【大浦委員】** はい。

**【岩城委員長】** ということになればね。

【大浦委員】　なんで、話もさせていただいたし、内容のほうもちょっと聞かせていただいて、私は委員会付託でこの趣旨説明も受けるというものでいいんじゃないかなというふうに思います。

【岩城委員長】　皆さんどうですか、委員会。産厚建に付託にしますかというよりは、私は産厚建だけ。

【中川委員】　言うてみれば今日初めて見る文言ですから、何どうするって急に言われても困る話ながで。今言われたように、委員会で審議したらいいんじゃないかなと思いました。

【岩城委員長】　では、委員会付託をして、いろいろと審議して、その内容の趣旨を議会で結論を出すということによろしいでしょうか。

（異議なし）

【岩城委員長】　一応そういう形にさせていただきたいと思います。

続きまして、資料の2、民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情書について。これについて、皆さん方のご意見を聞かせていただきたいと思います。

【古沢委員】　タイトルで言うと、民主主義、立憲主義云々とあって極めてもっともな話なんですが、今、この団体が話題に上っているのは、その団体にまつわる人たちが社会的な問題を数多く引き起こしてきているということが問題になっているわけで、国においてもこの団体に対して質問権の行使をするというふうに伝えられている状況です。

宗教団体ということが前面に出てきていると、ぱっと斜め読みした感じではね。そういうことですがけれど、私はちょっと前提が違うんじゃないかなというふうな印象を持っています。

したがって、私、結論を持っているわけではないので何とも言えませんが、今の段階では。これをどっかの委員会に上程して趣旨説明してもらおうということになると、これは今の方向から言って逆行していってしまうのではないか。この団体の起こしてきた様々な問題について、弁明というにもならない、正当化をする論理を展開されるのではないかなというふうに私は個人的には危惧しています。

ですから、どう扱うか、皆さんの意見によってだと思えますけど、そういう心配をしているということは意見として申し上げておきたいと思います。

【岩城委員長】　その他、意見があれば。

【開田委員】　すみません、分からなかった。この団体ちゃ、今のその団体なんけ。

【岩城委員長】　そういうことです。

【開田委員】　そうなんですか。分かりました。じゃ、私も同じ思いです。今、国がそういうものを整理しようという感じで。もう一回、私のところは別よっていうがで。

【中川委員】　ただ、文面さっと読んだだけでありますが、要は宗教の自由を侵害したら駄目だということのをうたっていると思うんです。自分とこの、そういった団体をカバーしようという、そういう思いではないと私は思っとながです。本人からもちらつとは聞いておるんですが、やはり市民が要は宗教を、自由を侵害しては駄目だということのを、それだけ言っておられたと思うんですが。

ぜひともまた、この理由を理解してやっていただきたいと思います。

【古沢委員】　繰り返しになりますけど、今、全国的に問題になっているのは、宗教の自由守るとか守らないとかという問題じゃなくて、それ以前にこの団体が起こしてきた反社会的な問題が問題になっているんです。そこを問題にしないと間違えると思います、対応を。

誰だって宗教の自由は守らなきゃならないと思います。だけど、それに伴っての様々な社会的な問題、極めて深刻な問題も報道されておりますが、そこが問題なんだということだと思います。

【岩城委員長】　委員会ということになれば、これは受け付けるということであれば、どうもこの議会運営委員会で受け付ける形になるのではないかなという形になります。それせずにして、まずは参考配付という形にするなら別にそういう委員会必要もありませんけれども。

そこらあたりは皆さん方、どういうふうに扱ったらいいのか、順番にちょっと聞かせていただければと思います。

【竹原副委員長】　私は参考配付でいいと思います。あんまり、これ、いいとか悪いとかという判断を下す前に、社会問題になっているこの団体の、なんか肩持ちみたいな勘違いをされてもすごく重大な話だと思いますので。取りあえずは参考配付で、その後、やっぱり国の動向なり、いろいろ注視しながら進めていくべき問題じゃないかなと思います。

【中川委員】　今ほど言われたとおり、参考配付でいいと思います。

【開田委員】　私も静観するべき。参考配付でいいと思います。

【古沢委員】　結構です。

【岩城委員長】　いいですか。

【尾崎議長】 はい。

【岩城委員長】 では、委員会付託せず、参考配付といたしたいと思います。

なお、要望書3件については参考配付ということになります。請願、陳情につきましては、締切日の11月30日までに案件の追加が出てれば、今ほどの事務局の説明のとおり進めたいと思います。

また、意見書提出要請の1件については、各会派・グループで協議していただいて、12月13日の議会運営委員会で協議、結果を報告していただきたいと思います。

これについて、日程は少し何か変わるがやったけ。

【落合局長】 今の2番目の陳情について、議運で付託せずに参考配付というのであれば、従来の、今までどおりの日程で。

【岩城委員長】 今までどおりの、議運の日程はそのままでいいということやね。

【落合局長】 はい。

【岩城委員長】 分かりました。

では、日程第4 その他に入りたいと思います。

委員の皆さん方、何かありますか。

【大浦委員】 資料って言った後でいいですか。

私、今回、今すぐというわけではなく一つの条例案として、議員の皆さん方に、今後その問題について審議会を作って取り組んでいくかどうかを、この議運を通してぜひちょっと考えていただきたく、そして皆さんの意見をいただきたく、仮で条例案の提案について説明させていただきたいというふうに思います。

【岩城委員長】 なら、ちょっと配付して。

【大浦委員】 それで、私自身、あんまりこの条例案の提案について関わったことがないので、やり方等も全くちょっと分からないので失礼があったら申し訳ありません。

仮といたしまして、このインターネット上の誹謗中傷や差別等の人権被害のない社会づくり条例という仮の案でございますけれども、インターネットというツールにより私たちの生活はさらに変容し、社会の成長、発展をもたらし、インターネットはより進化したコミュニケーションツールとなることが期待されております。しかしながら、インターネットによるコミュニケーションによって人生が豊かになる一方で、その使い方や投稿の表現等によって人権が侵害され、誹謗中傷等で心が傷つき、最悪の場合は自ら命を絶ってしまう事態を招いているという事例も数多くあります。

このようなことから、インターネット上の誹謗中傷等をはじめとする人権を侵害する投稿や発信を、社会全体の仕組みの中でなくしていくことが重要であり、市民一人一人が加害者とならない意識を持ち、市民の誰もが被害に遭わないよう、命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される豊かなインターネット社会をつくり続けていくことが大切だと考えます。そういった考えから、この条例を皆さん方に少し進めていくことを、また取り組んでいく活動をお聞かせ願いたいと思います。

この条例は、皆さんに資料としてお配りしたのは、大阪府議会から提案されて制定されておりますものを一部ちょっと、府のものを市に変えてたたき台として出させていただいております。

先ほどの浦田さんののを例えにするなら、こちらも全国的にはあまり制定されている条例ではありません。また、県内のほうでも県は制定されておられませんし、各市町村においてもまだ制定されておられませんけども、恐らく私の考えては、こういったことがどんどん社会問題として取り上げられてくるだろうというふうに思いますし、自治体としては施策としてぜひ取り組んでほしいという思いで提案させていただきました。

皆さんのご意見、何とぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

**【岩城委員長】** ご苦労さまでございます。

大浦委員の言われるように、今すぐどうのこうのという形ではないと思います。ひとつこういう話が出たと、出ているということを取りあえず各党派・グループで持ち帰ってもらって、相談してもらって。そんでいいがでしょう、大浦委員、取りあえず。

**【大浦委員】** はい。それで、できれば次回になるのか、委員長のほうで諮っていたいで、議会としてどうするか、審議会を作るのかを皆さんからぜひ聞きたいなと思います。

**【岩城委員長】** 次の議運っていうなら、あるか知らんけど、もしかしたら……。

**【大浦委員】** そうですね、年末近くてすみません。

**【岩城委員長】** ちょっと年明けぐらいでも、またそういうような形でしたいと思います。一応こういう意見があるということで、ちょっと皆さん方、各グループでご検討のほうをよろしくお願ひいたしたいと思います。

その他について、事務局は何かありますか。

**【落合局長】** 資料のほうをお配りしております。先般、議員さん方に協力いただきました選挙管理委員会委員及び補充員の選考について、結果取りまとめましたのでご報告いた

します。

お手元に配付しました表のとおり、選挙管理委員4名と補充員4名の方、記載しております。任期のほうは、令和4年の12月21日から令和8年12月20日までの4年間。補充員の方、下の段ですね、補充員の方の補充順位がまだ記載されておりましたが、補充員の順位につきましては、地区代表の議員がくじを引いてその順位を確定するというのが慣例のようでございます。今回もそれに従い、定例協で皆さんに報告した後、くじによって順位を決めたいというふうに考えております。

これについては以上です。

**【岩城委員長】** では、今の説明について各委員から意見はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

**【岩城委員長】** そのほか。事務局、ほかにありますか。

**【落合局長】** もう1点お願いします。

3月定例会での土曜議会についてでございます。

本来は1月の議会運営委員会にお諮りする前に、事前の調整ということで2通りの日程案をお配りしております。まず、土曜議会を実施するかどうかですが、当然実施する方向で準備を進めたいというふうに考えております。その場合としては、事務局としては、3月11日の第2週の土曜日が最適であろうということで、日程案を2通り、そこにお示ししております。3月11日が土曜日になりますが、11日に土曜議会を実施するとして、そこを代表質問に充てるか、あるいは一般質問に充てるかで、その2通りの日程案をお配りしております。

昨年度は一般質問の日を土曜議会といたしました。これまでの経緯を申しますと、平成29年3月の最初の土曜議会は一般質問、翌年30年から令和2年の3年間は代表質問、そして令和3年、4年、今年度は一般質問でございました。

来年の令和5年の3月の定例会の土曜議会、どうするかについて、準備等もございましたので決めていただければいいのかなということで提案させていただいております。

**【岩城委員長】** 今の事務局長が言われましたように、土曜議会、3月議会まだ先ですけども、日程調整をしなければならないということでもあります。

まずはやるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

**【岩城委員長】** それで、一般質問にするか代表質問にするかということでもあります。そ

れによって日程が大分違ってくるので。

私は個人的に言うたら、代表質問を見とられてもちょっと意味が分からないという話をよく聞きます。というのは、一方的にしゃべって一方的に返事するという形になっておりますので、一般質問のほうが1セットで分かりやすいのかなという思いでおります。

皆さんはどういうものでしょうか。

**【竹原副委員長】** 私は日程的に一般代表じゃなくて、金、土と連日でやるほうが緊張感があつていいのかなと。土曜日と日曜日挟んで月曜日となると、少しちょっと気が抜けたように、当局の答弁もうろ覚えになるような気もしますんで、私は金曜日、土曜日開催のほうが議員の皆さんも、しっかり緊張感を持って挑めるのではないかなと思いますので、結果的には一般質問は土曜議会というふうにさせていただきたいなと思います。

**【岩城委員長】** なるべくなら固めたほうが、いろいろな、この前の意見等も答弁を聞きながらやれるのかなという感じですかね。

ということであれば、一般質問でよろしいでしょうか。

(異議なし)

**【岩城委員長】** じゃ、それでやりたいと思います。

次に、その他、事務局からまだあつたけ。予算要求についてですね。

**【落合局長】** この予算要求のちょっと前に、先般の定例協でもちょっとご報告しましたが、本会議におけるブザーの件でございます。

市長への手紙があつたということでご説明したと思いますが、この12月定例会のほうから、ブザーの鳴らす時間については、予鈴については7秒から3秒程度、本鈴については3秒から2秒程度とし、またそのブザーの聞こえる範囲というか、1階の窓口フロアのほうは、ちょっと回線を遮断するように対応させていただければというふうに思っております。

**【岩城委員長】** はい。ちょっと、局長が今説明される前に、議場の設備についてはこっちからじゃなくして、管財からということを知っておりますので、それは入っておりません。

**【落合局長】** ブザーの件はそれで了解いただいたものとして、12月定例会からは対応したいと思います。

次に、今ほど言われたその放送設備も含めて、令和5年度の議会事務局の予算要求について、報告させていただきます。

来年度の計上外予算の概要を報告いたします。中田係長から。

【中田係長】 それでは、お手元の資料をお願いいたします。予算要求の一覧でございます。1番から8番までございます。読み上げていきます。

まず、議会改革ということで、議会運営委員会の行政視察要求、去年ついておりませんが、今年も1泊2日で要求していきたいと思っております。

2番、姉妹都市交流。来滑になります。来年度は4月に小諸市さん、那須塩原市さんが来られますので、それに対する経費のほう要望しております。

3番、姉妹都市交流。これは豊頃に行くほうでございまして、4年に一度、全議員で訪問しておる予算のほう、計上しております。9月もしくは10月の頭ということで、日程はまだ決まっていないということでした。

4番、議員の資質向上ということで講師謝礼等の議員研修費、要求しております。こちらも継続要望です。

5番、議会だよりの謝礼ということで、議会だよりの質の向上のため、モニター等の謝礼を要望しております。これも継続要望です。

6番、議会図書室充実ための図書購入費、こちらも継続要望です。

7番のタブレット端末導入経費につきましては、皆さん、情報技術調査で検討していただいておりますタブレットについてですが、今のところまだ最終的な方針が定まっておりませんので、全額公費負担でした場合ということで、取りあえずマックスの予算で要求は今しておきますが、今後どういうふうな方針が定まっていくかによって、予算全額執行しないということも出てくるかと思いますが、取りあえず今の段階で要求しております。

8番の議場整備費でございます。去年のほうから継続しております傍聴席の椅子、議場のカーテンについて継続的に更新の要望をしておきます。

最後、米印2つございますが、タブレットの導入に関して、会議システムにつきましても要求しておったところですが、当局のほうで会議システムにつきましてもまとめて導入することなので、議会の予算要求からは会議システムソフト導入経費は除いております。

また最後です。

先ほど委員長おっしゃいましたが、議場のマイクシステムの更新、そちらは市有財産の更新になりますので、財政当局のほうに、どういったものを導入していただくか、今情報を伝えながら更新の計画を練っておるところでございます。

説明は以上になります。

【岩城委員長】 ただいまの予算要求について、何かご意見ありますか。

よろしいですか。

(質疑する者なし)

【岩城委員長】 では、先ほどの事務局からも話がありましたけども、判決を受けての日程追加について協議するため、12月1日の定例協の後に、臨時で議会運営委員会を開催ということになります。よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、以上で本日の議会運営委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時05分閉会